



© shi-chan 2001-2003

知的財産本部長挨拶

知的財産における山口大学の役割

CONTENTS	
知的財産本部長挨拶 知的財産における山口大学の役割	1
発明と「私」 特許との初めての関わり	1
今日は何の日？	1
8月・9月のスケジュール	2
特許情報検索インストラクター認定式	2
Patent Summer School	3
知財最新情報	3
知財英語ミニ講座	3
敦煌の想い出	4
今月のSMILEさん	4

競争的環境が強まる中で、平成16年度の科学研究費補助金は1800億円を超えた。ノーベル化学賞受賞者である野依教授は、そのうちの60～70%が分析機器などの購入を通して海外に流出しているのではないかという感想を述べておられる。平成14年には島津製作所の田中耕一氏が分析機器の開発者としてノーベル化学賞を受賞されたが、受賞対象の研究に関係する知的財産権を日本としてどのくらい管理・活用しているのだろうか。



遠山敦子前文部科学大臣は、具体的には、1. 法人格の取得による自律性の確保、2. 非公務員型にしたことによる利点、3. 「研究成果の活用の促進」を業務規定の中に明記、4. 国立大学からの出資の制度を創設、によって、法人化が国立大学の産学官連携に与えるインパクトは極めて大きいと記しておられる。また、慶應義塾大学の安西祐一郎塾長は、大学の本質について、「社会中立と社会コミットの二つの中心がバランスしつつダイナミックな相互作用によって発展する、という概念が必要である」と指摘しておられる。山口大学が、権利機能を有し自立・自律する一つの単位として社会との連携を強化しつつ、知的財産の創出・管理・活用のサイクルを円滑かつダイナミックに動かす役割を担うことは必然と考える。

(文：山口大学副学長・知的財産本部長 杉原 美一)

今日は何の日？(8月31日)

京都の竹が世界を変えた日！？



1887年(明治20年)8月31日、
発明王エジソンが白熱電燈の
特許を取りました。

1879年エジソンは、真空にしたガラス球の中に フィラメント を入れて電気を流すと、白い光を発する電球を発明しました。フィラメントとは電球内部に見えるコイル状の針金みたいなもの。ちなみに、当時エジソンは 京都の竹 がフィラメントに最適なことも発見しました。

(文：坂野 文恵)

発明と「私」

特許との初めての関わり

私の専攻は土木工学です。土木の分野では従来特許は余り有効に使われていませんでした。そのため私もTLO委員長になる前は特許を出したこともありませんし、気にもしていませんでした。その私の研究が特許になると知ったのは、特許の個別相談の場でした。初めて受けた個別相談で私が聞いたのは、「私の研究は特許になりますか？」でした。私の研究は物を作る研究ではないので、特許になるとは考えてなかったのです。答えは「なりますよ。ほら先生の分野でこんなのが出ていますよ。」といくつかの明細書を出して見せてくださいました。それを見て、「フーン。こんなものでも特許になるのか」と思いました。その私がすでに8件の特許を出願し、その特許の技術移転を延17社にしているのですから変わると言えば変わるものです。「私の研究は特許と関係ない」と思っておられる方も、よく知ると十分に関係があることも多いと思います。



是非、知的財産本部やTLOへ発明の相談を持ちかけて下さい。

(文：山口大学 TLO専門部会委員長 古川 浩平)



【8月の主な出来事】

- ・ 8 / 9 ~ 11 パテントサマースクール (工学部 E11 講義室)
- ・ 8 / 12 特許情報検索インストラクター認定式 (VBLセミナー室)
- ・ 8 / 25 大学における知的財産権研究プロジェクト 第1回研究会 (特許庁プロジェクト) (VBLセミナー室)
- ・ 8 / 30 知的財産本部運営委員会 (第1TV会議室)
- ・ 8 / 31 徳島大学講演会講演 (徳島大学)

【9月の主な予定】

- ・ 9 / 9, 10 中国地区著作権セミナー (広島県庁)
- ・ 9 / 17 大学知的財産戦略研修会 (九州ブロック) (KKRホテル熊本)
- ・ 9 / 28, 29, 30 イノベーションジャパン2004出展 (東京国際フォーラム)
- ・ 9 / 未定 特許打合せ (工学部電・電第1セミナー室)

(文:加納 好昭)



特許情報検索インストラクター認定式

8月12日(木)、常盤キャンパスの地域共同研究開発センター3階VBLセミナー室で、特許情報検索インストラクターの認定式を開催しました。山口大学の特許情報検索インストラクターとして23名が登録されました。インストラクターは、特許の先行技術調査や最新特許情報の提供により、先生方の研究活動の支援を行います。

今回インストラクターに認定・登録された気鋭のお二人に特許情報検索インストラクター認定式に臨んでの感想や、インストラクター活動への抱負についてインタビューしました。

理工学研究科電気電子工学専攻M1の片田貴学さん：

特許について右も左もわからない私ですが、なんとかインストラクターにさせていただきました。認定式において、登録された方々の所属の多種多様に山口大学全体の特許についての意識の強さを感じました。今後は人に信頼されるインストラクターを目指して頑張りたいと思います。



理工学研究科化学・地球科学専攻M2の東貴子さん：

特許情報を検索し閲覧するのは、将来的にとっても大切なことだと思います。情報がとても多いので、楽しんで検索できると思っています。まだまだ未熟ですが、たくさんの人たちに検索の仕方を覚えてもらえるように、一生懸命がんばりますのでよろしくお願いいたします。



今回の特許情報インストラクター養成のため特許情報検索技術をご指導いただいた講師の先生にもコメントを頂きました。

特許情報検索講習会講師(宇部興産(株)知的財産部)岡本和彦さん：

インストラクターの皆様、就任おめでとうございます。特許情報検索は情報学という分野を基本としますが、知的財産の知識は必要不可欠です。また、ネット上の情報流通、デジタルコンテンツを扱うため、サイバー法も必要になります。

勉強すべき新領域も多く大変ですが、若いうちにいろいろ吸収していただきたいと思います。がんばってください。

(文:坂野文恵 / 写真:加納好昭 田中ユキ 神田裕美)



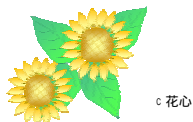
認定書授与



記念写真(インストラクターの皆さん)



佐田先生挨拶



Patent Summer School

8月9日(月)～11日(水)の3日間、特許庁・中国経済産業局主催の Patent Summer School 2004 が、山大CRCのお世話により常盤キャンパスで開催されました。講師は発明協会広島県支部の坂本参与、筒井客員研究員、やまぐち産業振興財団の有馬アドバイザーのお三方です。

スクールでは、1日目は特許についての基礎知識やIPDL操作方法について学び、2日目、3日目は請求項や明細書の書き方を主にグループワークと発表を行い、この3日間で、特許について実践しながら学ぶことができました。

Patent Summer Schoolを受講されたお二方に、受講の感想と今後の抱負についてインタビューしました。

山口大学理工学研究科社会建設工学専攻M2の杉原成満さん：

昨年のOJT教育をきっかけに、特許に関する勉強を始めました。就職試験では特許について聞かれ、特許の勉強をしておいてよかったと感じています。

Patent Summer Schoolの3日間の講義は、グループワークが多く楽しく学べました。参加者の半数はOJT関係者でしたが、高校生が多く参加していたことに感心しました。彼らに負けないう頑張っています。

山口大学知的財産本部の田村千里さん：

知的財産本部に入ってまだ1ヶ月程だったので、Patent Summer Schoolに参加し、分かりやすく説明していただいたので、良かったです。

請求項や明細書の書き方など、グループになって自分たちで話し合いながら書いていったりしたので、他の人の意見も聞けて3日間とても勉強になりました。

(文：加納好昭 / 写真：鈴川ふゆ子)



筒井先生の講義



田村さんのグループワーク



杉原さんのグループ発表



知財最新情報

【営業秘密を使用・開示等する行為が刑事処罰の対象になりました】

営業秘密を使用・開示・複製等する行為に、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金刑(親告罪)が新設されました。営業秘密とは、製造技術・ノウハウ等について秘密としての管理性、有用性、非公知性の三条件を満たすものです。従来、情報が記録された媒体の窃盗で刑法により処理されてきましたが、これは不完全な保護でした。不正取得者が独自に持ち込んだ媒体に「情報」を複製して持ち出す行為を「窃盗罪」とするには無理があったからです。

今回の改正(2004.1.1施行)では、不正競争防止法に刑事罰としてa～dを追加しました。a. 詐欺や管理侵害行為(管理施設への侵入、不正アクセス等)で得た営業秘密を、不正競争目的で「使用」「開示」する行為。b. 「a」の目的で、「不正な媒体取得」「媒体から複製する」行為。c. 営業秘密を正当に示された者の、「不正な媒体取得」「媒体から複製する」行為。d. 営業秘密を正当に示された「役員」「従業者」が不正競争目的で「使用」「開示」する行為。このうち、a～c類型は該当行為を行った構成員(学生を含む)全てが含まれます。その意味で、構成員に対する秘密保持や情報管理についての指導が今まで以上に必要になるでしょう。

(文：メディア基盤センター 木村 友久)



知財英語三二講座

けたい Laches (懈怠)

日本語にしても、日常あまり見慣れない字である。しかし昔から、日本においても「権利の上に眠ることは許されない」という諺がある。

難しく解釈すると、権利者の怠慢(不履行)等で、その結果相手に不測の損害を与えることは、不公平であるという衡平法上の原則に基づくものである。

例えば、アメリカでは特許権が侵害されていることを知りながら、いわゆる「豚は太らせて食べる」式なやり方をすると「Laches」であるとして、権利の主張は却下され、元も子もなくなるというわけです。

・・・ざまあ見ろ！ですね。

(文：奥 登志生)



敦煌の思い出

昭和57年、仕事（当時尿素肥料の原料となるアンモニア製造プラント建設に従事）で、新疆ウイグル自治区のウルムチに約7ヶ月間滞在した。希望していたウルムチ出張が決まった時、これでシルクロード、「敦煌」に行けると夢馳せたものである。「敦煌」は甘粛省の西端に位置するオアシス都市で広大な砂漠に囲まれている町である。ウルムチ駅（東方に位置する）から敦煌駅（西方に位置する）までの所要時間は約25時間である。

「敦煌」で有名なのは「鳴沙山^{めいさざん}」、「月牙泉^{げつがせん}」、「莫高窟^{ぼこうくつ}」である。「莫高窟」は「鳴沙山」の東端の断崖に開削された大規模な石窟である。「莫高窟」の石窟数は約500と言われており、5世紀頃から約15世紀までの1000年に亘り石窟が掘り続けられ、仏像が造り続けられたと聞いた。なぜ、このような素晴らしい石窟の菩薩像が、良好な保存状態で現在まで残されたのか真偽のほどは定かではないが、「莫高窟」の石窟側を表側（東側）とすると背面側（西側）に位置する「鳴沙山」の砂で長年埋もれていたことと、敦煌が極めて乾燥した土地にあったためとの説がある。



莫高窟の遠景

「莫高窟」をぐるりと背面側に回る（反時計方向）と、広大な砂の峰があり、それが、「鳴沙山」だ。シルクロードと言えば、月の砂漠を歩む隊商というイメージを抱く人が多いと思うが、実際にラクダに乗って見るとラクダには独特の臭いがある、暑さと相俟って多少閉口した。「鳴沙山」は風によって形付けられた独特の模様があり、頂上は曲がりくねった独特の砂模様が見受けられ美しかった。頂上に達すると、今度は眼下に見える「月牙泉」を目指して登って来た側の斜面と反対側の斜面を一気に駆け下りた。



九層楼外観の全景

この「月牙泉」は「鳴沙山」の谷あいには湧く三日月形の泉で、水底まではっきりと見えた。長さが200～300m、幅が50～60m（深さは約2～3m）程度の大きさがあり、砂漠の中のアアシス的存在となっていた。

会社を退職したら、家内と二人でシルクロードをゆっくりと時間をかけて周遊する約束だったが、実現するのはいつのことになるのやら。

（文・写真：沖田 哲雄）



今月のSMILEさん

7月31日付で知的財産本部を退職することになりました神田です。短い間ではありましたが、知的財産はこれまでに私の経験したことの無いことばかりですべてが新鮮に感じました。

8月からは、ベンチャー企業に勤めることになり、知的財産本部で勉強させていただいたことが発揮できる場だと考えております。

職場は違ってても知的財産に今後も関わっていくことになると思いますので、末永くよろしく願いいたします。（文：神田 裕美）



知的財産本部 懇親会 H16.7.28

神田さんの送別会、田村さんの歓迎会、齊藤先生へのお礼、いろいろなお祝い会、慰労会を含みとても楽しい夕べでした。

神田さん、大変お世話になりました。今後とも宜しくお願いいたします。

（知的財産本部一同）



® 申請中

知的財産本部はあなたの発明を守る支援隊です

編集局長	佐田 洋一郎
監修・編集長	加納 好昭
企画・構成・編集	坂野 文恵
発行所・お問い合わせ	山口大学知的財産本部 〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1 TEL (0836) 85-9966 FAX (0836) 85-9967 E-mail chizai@yamaguchi-u.ac.jp ホームページ http://www.chizai.yamaguchi-u.ac.jp